

・その他の危険有害性情報の「見える化」

道路交通法 運転免許証資格 の「見える化」

平成29年3月12日より道路交通法の免許制度が変わり「準中型自動車」が加わり「準中型免許」が新設されました。

勘違い、思い込みでの無資格運転を無くすために、運転席のドアに「準中型免許」「中型免許」の色違いステッカーを貼り 道路交通法 運転免許証資格確認 の「見える化」を行っています。

車両系建設機械の運転席ドアには左写真のような「技能講習修了者」の表示シールが張られている場合も多いですが、普通トラック、少し大きい普通トラック等見ただけでは「準中型免許」「中型免許」が判断のつかない車両は現場には多くあります。

運転席のドアに「準中型免許」「中型免許」表示



「準中型免許」は緑色

「中型免許」は赤色



緑・赤の「準中型免許」「中型免許」ステッカーを貼り勘違いによる資格なし運転を防止出来ています。また、自分の運転免許証を再度確認する機会が持て意識を新たに出来ました。



「準中型免許」「中型免許」の色違いステッカーを貼り「道路交通法 運転免許証資格確認の見える化」を行ったことで、

同じ普通運転免許でも 免許を取得した時期により

- (1) 中型車(8t)まで乗ることが可能な普通免許証
- (2) 普通車限定の普通免許証

違う資格内容の再確認も出来ました。



(1) 中型車(8t)まで乗ることが可能な時期に取得した普通免許証

(2) 普通車限定の普通免許証